

## 日本の第12 - 14回の報告書提出に先立つ事前質問項目

## 一般事項

1. 締約国において、人権の促進及び保護、特に条約の対象となる権利の促進及び保護に寄与した立法、制度、政策上の重要な進展があれば概説してください。

2. 締約国の人口構成に関する統計、すなわち、先住民族、アフリカ系の人々、被差別部落民、民族的マイノリティ、ならびに庇護希望者、難民、無国籍者、移民などの市民でない者に関して、自己同定の原則に基づき、委員会の一般的勧告8（1990年）および24（1999年）、ならびに報告書作成ガイドライン第10項および第12項を考慮して出した統計を提供してください。条約が定める権利の平等な享有を強化し、そのモニターを促進する政策の策定、実施、評価のための適切な実証的根拠となる、先住民族、アフリカ系の人々、被差別部落民、民族的マイノリティおよび市民でない者の社会的経済的状況、とりわけ教育、雇用、保健、住宅、社会保険給付、文化活動へのアクセス、政府機関、公的・政治生活における統計情報を提供してください。国内法秩序における条約の地位を、国内裁判所において条約が直接援用されたか、または援用可能であるかを示す具体例を挙げながら示してください。

3. 条約第14条に規定された任意の宣言を行うために取った、または取ろうとした措置について詳述してください。

4. 第一次アフリカ系の人々のための国際10年の国内実施の活動計画に関する情報を提供してください。

## 第1条

5. 日本国憲法第14条は、法の下での平等を保障し、人種、性別、信条、社会的身分又は門地による差別を禁止しているが、そうした法律の予防的価値に関する委員会の一般的勧告1（1972年）、7（1985年）、15（1993年）を考慮したうえで、人種、肌の色、世系、民族的もしくは種族的出身を理由とする差別、並びに直接的、間接的及び交差的な形態の差別を包含した、条約第1条1に完全に合致する包括的な人種差別の定義を、国内法に採用する計画があるかどうかについて情報を提供してください。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）の範囲が、国籍や出身を問わずあらゆる個人に向けられたものを含む、あらゆる形態の人種差別及びヘイトスピーチを禁止することを確保するために見直されているか、また締約国がそれらの責任者に対する制裁や被害者への救済措置を導入するために、同法を改正する計画があるかを示す情報を提供してください。法制度が、移民、難民、庇護希望者、民族的マイノリティ、アイヌ及び琉球/沖縄の人々を含む先住民族、被差別部落民など、条約で保護される個人及び集団の適切な発展を確保するための特別措置の採用を可能にしているか否かについて情報を提供し、そのような措置がその他の諸集団とは別個の権利として持続する

ことにならないように設けられた規準及び防止対策について説明してください。法律、規則あるいは慣行が、市民権、国籍、移民の地位に基づき、特定の個人あるいは集団を、住宅、教育、雇用、公共サービス、福祉支援のアクセスなどにおいて区別しているか否かを示し、区別している場合、それが条約第1条2、3と両立しているか否かについて説明してください。

6. 条約が規定する行為を禁止し処罰する包括的な差別禁止法の制定に向けて取った、あるいは取る予定の措置、及び、人種差別の被害者が裁判所その他の独立機関を通じて救済を求めるための利用可能な制度について、最新の情報を提供してください。

## 第2条

7. 人種差別を撤廃し条約第2条を実施するための、法的枠組み、政策、方策及びその他の措置の概要を説明してください。特に、2016年以降、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の促進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）の限定的な適用範囲を超えて、公的・私的分野におけるあらゆる形態の人種差別を明示的に禁止する包括的な反差別法の制定に向けて講じた措置について、情報を提供してください。また、そのような法律が、被害者に対する救済措置及び加害者に対する制裁を包含するかどうかについても明示してください。

8. 日本国内における外国籍者、難民、庇護者、無国籍者、アイヌおよび琉球/沖縄の人々を含む先住民族、被差別部落民、アフリカ系の人々を含むすべての人々が、人種差別から等しく保護されるための具体的措置について情報を提供してください。締約国が、市民社会が勧めるように、またダーバン宣言及び行動計画に沿って、人種主義及び人種差別と闘うための国別行動計画の採択を検討したかどうかについて述べてください。

9. 法務省人権擁護局が、ヘイトスピーチやヘイトクライムを含む人種差別の事案を調査及び救済するための独立性、権限及び資源を有しているか、またパリ原則に完全に準拠した独立した国内人権機関の設置の計画があるかどうかについて情報を提供してください。2023年の普遍的定期的審査（UPR）における人権救済制度の枠組みの見直しに関する政府声明へのフォローアップについて、また国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）への技術協力要請の有無についての説明も含めてください。

10. 裁判所、行政機関、または法務省の相談窓口における、条約またはヘイトスピーチ解消法の適用の有無と、それら事案の具体的内容について情報を提供してください。苦情、調査、認定結果、救済措置に関する統計を、差別事由別に分類して含めてください。

11. 複数回の庇護申請後の退去強制及び納税義務不履行による永住権取消しに関する規定を導入した、2023年、2024年改正の出入国管理・難民認定法の実施を含む、庇護希望者、難民及び移民の権利保護のために講じた措置に関する情報を提供してください。これらの規定が、条約第2条1及び第5条と、ノンフルマン原則にどのように14適合するのかを示してください。

12. 締約国が、部落差別解消推進法（2016年）を改正し、被差別部落民の明確な定義を盛り込むことを検討したか否かについて情報を提供してください。法律の実施を確保するためにとった措置を明示し、その監視メカニズムについて詳しく述べてください。戸籍情報の乱用に関する調

査、個人データの機密性を確保するための措置、およびそのようなデータが個人情報保護法において「機微（センシティブ）情報」として含まれているか否かについて情報を提供してください。オンラインまたはオフラインにおける被差別部落の個々人に対する差別的行為の加害者が、起訴または制裁を受けたか否かを明示してください。

13. 行政の決定あるいは、生活保護、社会福祉、医療、教育へのアクセスなどの公的プログラムにおいて、国籍や在留資格に基づく差別が行われないようにするために講じた措置について、その内容を明らかにしてください。多くの永住資格をもたない外国人住民及び有効な在留資格を持たない人が、生活保護から排除されていることによる影響について情報を提供してください。

14. アイヌ及び琉球/沖縄の人々の代表が、関係省庁の審議会や意思決定機関に参加できるような仕組みを含め、民族的マイノリティ、先住民族、被差別部落民及び移民のコミュニティが、反差別と人権政策の設計と評価に協議や参加ができるような制度的取り決めについて説明してください。

#### 第4条

15. 締約国の刑事法が、第1条(1)に定めるすべての事由を網羅して、第4条の規定に完全に合致しているか否かについて情報を提供してください。特に、刑法及びその他の関連法令が以下の行為を明示的に犯罪化しているか否かを示してください：

- (a) 人種的優越性または憎悪に基づく思想のあらゆる流布及び人種差別の扇動；
- (b) 上記事由に基づくあらゆる集団に対する暴力行為またはその扇動；
- (c) 資金提供を含む人種差別的活動へのあらゆる支援の提供；および
- (d) 人種差別を助長または扇動する組織およびそれら組織への参加。

16. また、締約国が条約第4条(a) (b)の長年にわたる留保を見直したかどうかについて述べ、これの留保を撤回または縮小するための検討について、完了予定時期を含め、詳述してください。

17. 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」2016年）を以下の点を確認するために改正する計画があれば、それについて報を提供してください：(a) 国籍または出身国を問わず、あらゆる個人を対象とするヘイトスピーチを禁止すること；(b) 加害者に対する行政的または刑事的制裁を定める；および  
(c) 被害者に対する効果的な救済措置を提供する。また、法務省が同法の施行以降、その影響評価を実施したか否かについて、人権相談窓口が受理した苦情件数の内訳データを含めて示してください。

18. ヘイトスピーチ及びヘイトクライムを防止・処罰するための措置に関して、以下を含み、最新情報を提供してください：

- (a)ヘイトクライム事件の通報、起訴、有罪判決の各件数と、犯罪類型別及び被害者の民族・国籍別の内訳を含む統計；
- (b)人種的動機を量刑における加重事情として認定するための措置；および
- (c)人種的動機に基づく犯罪の特定及び捜査に関する、法執行官、検察官、裁判官向けのガイドラインまたは研修の提供。

19. 選出議員やメディア関係者を含む、公人によるヘイトスピーチや差別的発言に対処するために講じられた具体的措置について、特に選挙期間中の事例を含め、情報を提供してください。このような事例に対して、行動規範、懲戒手続き、その他の説明責任メカニズムが整備されているかどうかを示してください。

20. オンライン上のヘイトスピーチ及びヘイトを動機とする偽情報を監視して対抗するために採用した措置について、ソーシャルメディアプラットフォームとの協力体制や、2024年「特定電気通信による情報流通に起因する権利侵害対策法」の適用を含め説明してください。同法が、条約第1条1で禁止されている事由に基づいた、集団または個人に対するヘイトスピーチに対処するために使われているかいなかを明記してください。

21. 締約国が、警察、自治体当局、市民社会組織に報告された事例を含む、ヘイトスピーチ及び人種差別的の事件に関するデータを体系的に収集、分析、公表する仕組みを有しているか否かを明示してください。川崎市など反差別条例を制定した地方自治体との協力関係。及びこうした取り組みのベストプラクティスが、全国的に普及されているか否かについて説明してください。

## 第5条

22. 外国籍者、難民、無国籍者、民族的マイノリティ、被差別部落民、アフリカ系の人々、アイヌや琉球/沖縄の人々などの先住民族を含む日本にいるすべての人により、条約第5条で保護される権利が差別なく平等に享有できることを確保するための立法上、司法上及び行政上の措置に関する最新の情報を提供してください。特に、締約国が、包括的な反差別法または全分野を網羅する国内行動計画を採択するつもりであるかどうかを示してください。

23. 市民でない者、民族的マイノリティ、先住民族及び無国籍者が、司法に平等にアクセスできることを確保するために講じられた措置について、通訳サービス及び公的法律扶助の利用の度合いも含め、情報を提供してください。その中に、裁判所または行政機関が決定した人種差別を巻き込んだ告発や事件に関する統計、並びに被害者に認められた救済措置に関する統計も含めてください。また、出入国管理センターに収容中のあるいは仮放免中の庇護申請者や移民が、司法審査や独立した苦情処理メカニズムを効果的に利用できるかどうかについても説明してください。

24. 最高裁がそうした参加は憲法上容認できると認めているにもかかわらず、地方選挙の投票権及び大半の公職への任命から、依然として排除されている在日韓国朝鮮人を含む永住者及び特別永住者の、公共生活及び意思決定への参加を保障するために講じた措置に関する情報を提供してください。政府は、公権力行使には日本国籍が要件であるとする、いわゆる「当然の法理」を確立した1953年の内閣法制局見解を見直したかどうかを明らかにしてください。また、市民でない者の地方公務員及び教員に関する統計を都道府県別・職種別に提供し、彼・彼女らが日本国籍者と同等の雇用条件を享有しているかどうかを示してください。

25. 中国系マイノリティ、在日コリアン、外国人労働者、難民、被差別部落民、アフリカ系の人々、アイヌ民族、琉球/沖縄の人々を対象とするものを含む、人種的動機に基づく暴力及びヘイトクライムを防止し、捜査、起訴および被害者に対する効果的な救済を確保するために講じた措

置について説明してください。人種的または民族的動機が、刑法上の加重状況として認められているかどうかを明記し、2018年以降のヘイトクライムに関する告発、起訴、有罪判決に関する統計を提供してください。

26. 外国籍者、被差別部落民、ならびに民族的マイノリティ及び先住民族に対する、公務部門も含む採用、労働条件及び昇進における差別を防止するための措置に関する情報を提供してください。特に、国籍に基づく差別を禁止する労働基準法第3条の遵守状況を、政府がどのように監視しているか、また違反に対して制裁が課されたかどうかを明らかにしてください。技能実習制度から育成就労制度（ESD）への移行に関して、これまで人権侵害につながってきた搾取、過度な斡旋料、雇用主変更の制限に、新しい枠組みはどのように対処するのかなど詳しく説明してください。

27. 改正入管法施行にあたり、永住権を有する市民でない者の権利を、実務上十分に保護するために講じられた／講じる予定の具体的措置に関する情報と、在留カードの携帯を忘れていたり、期間更新をしていなかったなど、軽微な法令違反を理由に取り消されないようにするための具体的措置について情報を提供してください。

28. 外国籍者の住宅の確保や社会保険の給付における差別をなくすために講じられた措置について、情報を提供してください。生活保護が国籍に関係なくすべての居住者に等しく適用されるかどうかを明らかにし、生活保護受給の外国人世帯の数を在留資格別に分類して示してください。また、多くの非永住者や有効な在留資格を持たない人が、福祉や医療の対象から除外されていることの影響についても情報を提供してください。

29. 民族的マイノリティや先住民族の子ども、及び、朝鮮学校、ブラジル人学校、国際学校に通う子どもを含む、市民でない者の子どもに対する平等な教育機会の確保に向けた措置に関して、最新の情報を提供してください。高等学校等就学支援金制度において朝鮮学校が差別されないこと、及び地方自治体の補助金が維持または復活されることを保証する措置に関する情報を含めてください。また、国の教育課程に、中国系コミュニティ、在日コリアン、アイヌ、琉球/沖縄の先住民族を含む民族的マイノリティの文化、言語、歴史教育が組み込まれているか否かを明示してください。さらに、締約国は、非正規移民や庇護申請者の子どもたちの義務教育へのアクセスをどのように保障しているか、またこれら子どもたちの学校による受け入れ拒否が最近発生したかどうかを明らかにしてください。

30. 市民でない者、庇護申請者及び在留資格のない者に対する国民健康保険、医療及びリプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセスに関する情報を提供してください。病院や診療所によるこれらの人々に対する高額な費用の請求や治療の拒否をなくすための方針について説明し、国民健康保険制度の対象となる外国人居住者数に関するデータを提供してください。

31. 妊娠を理由とした雇用主による解雇や強制的な帰国から、特に民間の機関を通じて雇用された女性の移民労働者を保護するための法改正を含む措置について、情報を提供してください。

32. 締約国が琉球/沖縄の先住民族としての認定に関する状況を検討するための取り組みについ

て、また自らを先住民族と認識する琉球／沖縄の人々に、法的あるいは憲法上の認定と保護を与えることを妨げる具体的な障壁について述べてください。「アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現のための施策の推進に関する法律（2019年）」が、委員会の一般的勧告23の原則をどのように統合しているかを示す情報を含めてください。その実施を確保するために講じた措置と、それをモニターする方法について詳しく説明してください。さらに、アイヌ民族及び琉球/沖縄の人々の以下の権利を認め、保護するために講じた措置について情報を提供してください：

- (a) 共有地及び領域を所有し管理する権利；
- (b) 狩猟、特に河川におけるサケ漁を含む伝統的な経済活動に自由に従事する権利；
- (c) 再生可能エネルギーの開発、保全プロジェクト及び軍事基地建設など、土地、権利、利益に影響を及ぼす決定を出す前の、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意。

33. 辺野古・大浦湾を含む在沖縄の米軍基地建設に関連し、琉球/沖縄の人々との協議、環境と人権への影響評価、そして環境や人々の伝統的な生活を守るための緩和措置について情報を提供してください。米軍普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺地域で検出されたPFASによる汚染から、琉球/沖縄の人々の健康への権利を保護するために講じられた措置に関して、情報を提供してください。

34. ユネスコにより絶滅危機に瀕していると宣言された先住民族言語の保存、文化遺産の保護、アイヌ及び琉球/沖縄の人々の遺骨の返還に向けた措置について、情報を提供してください。また、アイヌ政策推進会議を含む協議機関における、アイヌおよび琉球の人々の代表性に関するデータも提供してください。

35. 異文化理解の促進及びメディア、教育、政治的言説における人種的ステレオタイプ排除のために講じた措置について説明してください。政府または地方自治体による啓発キャンペーンや、オンライン上のヘイトスピーチ対策のためのメディア機関との連携の事例を含めてください。こうしたプログラムは、マイノリティのコミュニティ、先住民族、市民社会組織との協議を伴って行われているかどうかを示してください。

36. 法務省人権擁護局や地方法務局人権相談所を通じたものを含め、人種差別の被害者が利用できる苦情処理制度に関する情報を提供してください。受理件数、申し立てられた侵害の性質、懲戒処分や司法措置を含んだ結果に関するデータを提供してください。また、これらのメカニズムについて影響を受けるコミュニティの認識を高め、特に日本語を話さない人や非正規の在留者にとってのアクセシビリティを確保するための措置についても明記してください。

37. 特にマイノリティ女性、移民女性労働者、アイヌ、琉球/沖縄、被差別部落に属する女性に対する、人種およびジェンダーに基づく複合的で交差的な差別に対処するために講じた措置について、情報を提供してください。受理された苦情と認められた救済に関するデータも含めてください。意思決定プロセスへの参加を確保するための措置について説明してください。

38. 第二次世界大戦中に日本軍によって性的搾取を受けた「慰安婦」問題の長期にわたる影響への取り組み、法的責任の受け入れ、被害者の記憶の保存、これら出来事に対する誹謗や否定の試みへの非難、これらのためにとった措置に関する情報を提供してください。また、これらの被害

者が真実、正義、救済、賠償にアクセスできるようにするための措置に関する最新の情報を提供してください。

## 第6条

39.法務省人権擁護局及び地方法務局人権相談所が処理する苦情の手続き、権限及び結果に関する情報を含め、条約で保護されている権利の侵害を訴える個人及び団体が利用できる立法上、司法上及び行政上のメカニズムに関して、最新の情報を提供してください。以下の項目について、年次・性別・国籍別に分類したデータを含めてください：(a) 受理された人種差別に関する苦情件数、(b) 開始された調査件数、(c) 権利侵害の認定件数、(d) 補償あるいは関係当局への勧告を含む救済措置。

40. これらのメカニズムが、特に言葉や文化の障壁に直面しうる外国籍者、難民、無国籍者にとって利用できるようにするために講じた措置について説明してください。手続きの全過程において、通訳・翻訳サービスが利用可能か、また苦情処理メカニズムに関する情報が複数言語で提供されているか否かを明記してください。

41. 締約国は、人種差別に関する苦情を受理して調査し、拘束力のある執行可能な救済措置を提供する権限を有する、パリ原則に完全に準拠した独立した国内人権機関を設立する意図があるかどうかを示してください。これについて、国会、市民社会組織、または国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）と行った協議に関する情報を含めてください。

42. 人種差別の被害者が救済または補償を勝ちとった判例を、差別の性質、判決の法的根拠、認められた救済措置を含め、提示してください。判例がない場合は、判例が存在しない理由を、被害者が現行法に基づく請求を行う際に手続き上の障壁または証拠に関する障壁に直面しているか否かを含めて明確にしてください。

43. 広範な人種差別が関与する事案において、民事法または刑事法の規定が集団苦情手続きまたは集団訴訟を認めているか、また、公益団体あるいは検事総長が、被害者に代わって訴訟を提起できるか否かについて説明してください。

44. 裁判官、検察官、弁護士を対象とした、条約、国際人権法、人種差別事件の特定及び判決に関する研修や能力構築プログラムに関する情報を提供してください。

45. ヘイトスピーチ、ヘイトクライム、または雇用、住宅、教育における差別の被害者が、権利の回復や再発防止の保証を含む、迅速かつ適切な補償を得られることを確保する仕組みについて情報を提供してください。ヘイト動機による暴力の被害者に対する補償制度が存在するかどうか、また裁判所が損害賠償の認定において、人種的動機を要素として考慮するかどうかを示してください。

46. 出入国在留管理庁が、出入国管理センターでの拘留、国外退去、難民認定において差別を受けたと主張する外国籍者に対して、行政救済または不服申立手続きを提供しているかどうかを明確にし、そのような不服申立の件数と結果を示してください。

47. 差別被害者が、心理社会的支援、医療支援、社会支援サービスを利用できるよう確保するために講じられた措置について説明し、これらのサービスが政府または地方自治体によって資金提供を受けているか、または調整されているか否かを明記してください。

48. 国内機関あるいは国際機関（人種差別撤廃委員会、自由権規約委員会、社会権規約委員会、普遍的定期的審査を含む）が、人種差別に関する事例において示した勧告の実施状況を監視するフォローアップメカニズムについて、情報を提供してください。

## 第7条

49. 条約第7条に基づき、偏見と闘い、民族や国民に基づく集団間の理解、寛容、友好を促進するために採られた立法上、行政上及び教育上の措置に関する最新情報を提供してください。2020年以降に実施された、ヘイトスピーチ、外国人嫌悪、オンライン上の差別扇動に対抗するための、国及び地方レベルの啓発キャンペーンの事例およびその対象範囲と影響を示してください。

50. 2018年に改正された「教育基本法」（訳注：2018年に学校教育法が改正されたが、デジタル教科書に関するもの、教育基本法では該当なし。2006年の間違いか）及び関連カリキュラムが、平等・無差別に関する教育や、日本が条約下で負う義務を含む人権教育をどのように統合しているか説明してください。文部科学省と法務省が、ヘイトスピーチ対策の啓発実施においてどのように協力しているかについての情報も提供してください。

51. すべての教育段階での教材が、アイヌや琉球/沖縄の人々、被差別部落、在日コリアンを含むマイノリティおよび先住民族の歴史と文化に関する均衡のとれた情報を、含んでいるかどうかを示してください。これらの主題を扱うカリキュラムの見直し、新訂版教科書、教員研修プログラムの詳細を含めてください。

52. 民族的マイノリティ、先住民族、外国籍の子どもが、自らの言語や文化を反映した教育を受けられるようにするための措置に関する情報を、以下のデータを含め提供してください：

- (a)マイノリティの言語、アイヌ語、琉球語による教育、またはバイリンガル教育を実施している学校の数；
- (b)マイノリティの子ども向けの民族学級及び放課後プログラムが、国または地方自治体からどの程度資金援助を受けているか；及び
- (c)このようなプログラムを実施する大阪市などの地方自治体に対する中央政府の支援。

53. 高等学校授業料支援制度及び地方自治体の補助金の受給資格を含み、朝鮮学校の生徒学生に対する平等な待遇を保障し、政治・外交要因が教育支援資金へのアクセスに影響を与えないことを確保するためにとった措置を明らかにしてください。

54. 高等教育及び研究分野へのマイノリティ及び市民でない者の参加を、奨学金、入学許可、留学生支援などを通して促進する取り組みについて説明してください。特に、2025年の政策変更に伴って行われた、次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）での、博士後期課程外国人学生の適格基準の見直しに関する情報を提供してください。



55. 教員、警察官、公務員に対する人種差別防止及び文化的多様性に関する研修を促進するための措置について、情報を提供してください。警察庁、出入国在留管理庁、または市民社会組織と共同で開発した研修教材に関する情報を含めてください。

56. メディアが、ヘイトスピーチや人種的偏見を含むコンテンツの拡散を控え、ジャーナリストや放送関係者が、マイノリティや移民に関する倫理的な報道について研修を受けることを確保するためにとった措置を示してください。政府、放送倫理・番組向上機構（BPO）、ソーシャルメディア企業間の協力による、オンライン上のヘイトコンテンツの監視・削除に関する情報を含めてください。

57. アイヌ、琉球、韓国朝鮮などの文化的遺産を称えるものを含め、異文化理解と連帯を促進する啓発プログラムの事例を提示してください。これらの取り組みが関係コミュニティとの協議を経て策定されているか、さらに、国や都道府県の予算で支援されているかについて説明してください。

58. 偏見をなくすための教育やメディアによる施策の影響を計るモニタリング・評価メカニズムに関して、そして、収集されたデータの政策立案に向けた活用に関して情報を提供してください。

59. アフリカ系の人々のための国際 10 年の枠組みにおいて取られた具体的な措置に関する情報を提供してください。

\* \* \* \* \*

(仮訳：IMADR)